十二	根抵当権の設定の登録	イ　令第三十九条第一項第二号から第五号までに掲げる登録事項 ロ　令第三十九条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ニ　一の根抵当権の設定の登録又は二以上の根抵当権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保としてした他の一又は二以上の根抵当権の採取権を目的とする根抵当権の設定の登録及び同条の登録の処分の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項 (1)　樹木採取区の所在地及び面積 (2)　順位事項 (3)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	登録原因を証する書面	
十三	債権の一部につき譲渡又は代位弁済がされた場合における根抵当権の移転の登録	当該譲渡又は代位弁済の目的である債権の額	登録原因を証する書面	
十四	死亡又は解散による登録の抹消		令第四十一条の規定により登録権利者が単独で申請するときは、人の死亡又は法人の解散を証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面	
十五	民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権の担保とした債権の一部を譲渡し、又は抵当権を他の債権の担保とするため若しくは放棄する場合の登録	イ　抵当権（根抵当権を除く。）の処分の登録にあっては、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項 ロ　根抵当権の処分の登録にあっては、令第三十九条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項 ハ　一又は二以上の樹木採取権を目的とする抵当権（根抵当権を除く。）の設定の登録をした後、同一の債権の担保としてした他の一又は二以上の樹木採	登録原因を証する書面	

十六	民法第三百九十三条の規定による代位の登録	イ　先順位の抵当権者が弁済を受けた樹木採取権の代価及び当該弁済を受けた額 ロ　抵当権（根抵当権を除く。）の登録にあっては、令第三十九条第一項各号に掲げる登録事項 ハ　根抵当権の登録にあっては、令第三十九条第一項第二号から第五号まで及び同条第二項各号に掲げる登録事項	登録原因を証する書面	
十七	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲渡する場合の登録	イ　根抵当権の設定の登録に係る申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付 ロ　分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 ハ　分割後の各根抵当権の極度額	登録原因を証する書面	

取権を目的とする抵当権の処分の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項（当該前の登録に係る担保目録がある場合には、共同担保目録の記号及び目録番号） (1)　樹木採取区の所在地及び面積 (2)　順位事項 ニ　民法第三百九十八条の十六の登録にあっては、同条の登録である旨 ホ　一の樹木採取権の設定の登録又は二以上の樹木採取権の設定の登録（民法第三百九十八条の十六の登録をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保としてした他の一又は二以上の樹木採取権を目的とする根抵当権の処分の登録及び同条の登録を申請するときは、前の登録に係る次に掲げる事項 (1)　樹木採取区の所在地及び面積 (2)　順位事項 (3)　共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号		登録原因を証する書面	